

第5章 医療機器導入計画

1 基本方針

現在の医療水準及び新病院での医療を行う上で必要な機器について、次の方針に基づき整備することとします。

(1) 現行機器の有効利用

現有の医療機器のうち、使用可能な機器については極力新病院に移設することとします。

(2) 機器調達資金の平準化

新病院開院時に更新が必要な医療機器については、購入時期を平準化し、病院経営への影響を極力軽減します。

(3) 仕様の標準化・共通化／機器適正台数での整備

機器整備・機種選定に当たっては、必要に応じ別途、選定委員会を設置し、部門間での共同利用が可能な機器について仕様・操作性等、十分な調整を行い、適正数での機器整備を行います。また、保守契約費用の低減化も考慮した機器の選定を行います。

2 主要医療機器整備について

(1) 機器整備の優先順位のつけ方

医療機器整備については、「基本方針」に示した内容としますが、各部門、各科との意見調整（要望書記入及びヒアリング等）の上、順位付けを行います。

機器整備順位のランクは、下表のとおり、優先順位の最も高い「A」から、優先度の低い「D」までの4階級5段階とします。

ランク	具体的な内容	
A	新施設に予め設置しておくことが望ましい機器 (中央材料部門、滅菌機器・洗浄機器、シーリングペンダント 他)	
	移設検討可能だが、機器イニシャルコストに対し移設費用が高い等、 移設を行うメリットが少ない機器 (解剖台、安全キャビネット、无影灯、実験台 他)	
B	医療機能の拡張により購入が必要となる医療機器	
C 1	診療放射線部門等、複数部門との関連のある医療機器	重設備機器（放射線機器、検査装置等 100Vコンセント以外の設備を要する機器）
C 2		一般設備機器（100Vコンセントのみ）
D	その他医療機器	

この中で、Aランク機器、Bランク機器は、開院時での機器整備を想定し、Cランク、Dランク機器は、開院前、開院時、開院後での整備資金の標準化の対象機器と想定します。

(2) 医療機器・什器購入年度別購入計画

機器調達資金の平準化による年度別購入計画は次のとおりです。

単位：千円

年度	C1・C2 ・Dランク 機器	A Bランク 機器	予算差額対策	什器備品 (一括予算)	看護備品 (一括予算)	家電等	鋼製小物等	合計	備考	
平成28年度 (2016)	194,000		1,288,565					200,000		
平成29年度 (2017)	198,600							198,600		
平成30年度 (2018)	199,000							199,000		
平成31年度 (2019)	198,945							198,945		
平成32年度 (2020)	183,140	3,068,880			120,600	106,800	13,350	102,600	3,595,370	開院
平成33年度 (2021)	198,910								198,910	
平成34年度 (2022)	193,100								193,100	
平成35年度 (2023)	196,220								196,220	
平成36年度 (2024)	199,500								199,500	
平成37年度 (2025)	195,500								195,500	
平成38年度 (2026)	199,000								199,000	
平成39年度 (2027)	198,000								198,000	
平成40年度 (2028)	197,800								197,800	
平成41年度 (2029)	197,150								197,150	
平成42年度 (2030)	194,860								194,860	
合計	2,943,725	3,068,880	1,288,565	120,600	106,800	13,350	102,600	7,644,520		
機器のみ合計		7,301,170		機器+備品 総合計			7,644,520			

※主要医療機器整備リストから除外する機器

次の機器等はリストに含まないものとします。

- ・移設備品、MRIシールド工事費、厨房調理器具機器備品、医療情報システム、ネットワーク機器及び配線、無停電電源装置など病院全体の電気・機械設備関連機器、ブラインド・カーテン類、モニュメント・絵画等の装飾芸術品 等

※主要医療機器整備リストは、開院までの間、随時の見直しが必要となります。

(3) 主要医療機器整備リストにおいて優先度の低い機器及び整備対象外機器の扱い

整備に当たり優先度の低い機器及び整備対象とならなかった機器で、開院時に整備が必要な機器については、今後、機器の詳細仕様の精査、適正配置数量の見直し等を図り、設計（基本設計、実施設計）及び工事段階での判断により調達調整を行います。